

収容人員の算定方法（消防法施行規則第1条の3関係）

令和5年3月31日現在

(1)項		従業者の数+客席部分の数 $\left\{ \begin{array}{l} \text{固定式いす席数（長いす式は } \frac{\text{正面幅}}{0.4\text{m}} \text{（端数切捨））} \\ \text{立見席 } \frac{\text{床面積}}{0.2\text{m}^2} \\ \text{その他の部分 } \frac{\text{床面積}}{0.5\text{m}^2} \end{array} \right.$
(2)項 (3)項	遊技場	従業者の数+観覧・飲食・休憩の用に供する固定式いす席数 $\left\{ \text{長いす式は } \frac{\text{正面幅}}{0.5\text{m}} \text{（端数切捨）} \right\}$ +遊技客数（遊技用機械器具を使用して遊技できる者の数）
	その他のもの	従業者の数+客席部分の数 $\left\{ \begin{array}{l} \text{固定式いす席数（長いす式は } \frac{\text{正面幅}}{0.5\text{m}} \text{（端数切捨））} \\ \text{その他の部分 } \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \end{array} \right.$
(4)項		従業者の数+主として従業者以外の者の使用する部分 $\left\{ \begin{array}{l} \text{飲食・休憩用部分 } \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \\ \text{その他の部分 } \frac{\text{床面積}}{4\text{m}^2} \end{array} \right.$
(5)項	イ	従業者の数+宿泊室の人員 $\left\{ \begin{array}{l} \text{洋式宿泊室はベッド数} \\ \text{和式宿泊室ごとに } \frac{\text{床面積}}{6\text{m}^2} \\ \text{簡易宿泊所・団体客用は } \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \end{array} \right.$ +集会・飲食・休憩の用に供する部分 $\left\{ \begin{array}{l} \text{固定いす席数} \\ \text{長いす式は } \frac{\text{正面幅}}{0.5\text{m}} \text{（端数切捨）} \\ \text{その他の部分は } \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \end{array} \right.$
	ロ	居住者の数
(6)項	イ	従業者の数+病室の病床数+ $\frac{\text{待合室の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
	ロ ハ	従業者の数+要保護者の数
	ニ	教職員の数+幼児・児童・生徒の数
(7)項		教職員の数+児童・生徒・学生の数
(8)項		従業者の数+ $\frac{\text{閲覧室・展示室・展覧室・会議室・休憩室の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
(9)項		従業者の数+ $\frac{\text{浴場・脱衣場・マッサージ室・休憩の用に供する部分の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
(10)項		従業者の数
(11)項		従業者の数+ $\frac{\text{礼拝・集会・休憩の用に供する部分の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
(12)項 (13)項 (14)項		従業者の数
(15)項		従業者の数+ $\frac{\text{主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積}}{3\text{m}^2}$
(16)項 (16の2)項		各用途部分ごとに算出した人員の合計数
(17)項		$\frac{\text{床面積}}{5\text{m}^2}$
新築工事中の建築物 〔仮使用認定を 受けたもの〕		仮使用認定を受けた部分の数（各用途部分ごとに算出した人員の合計数） +その他の部分の数（従業者の数）
新築工事中の建築物 〔仮使用認定を 受けたものを除く〕 建造中の旅客船		従業者の数